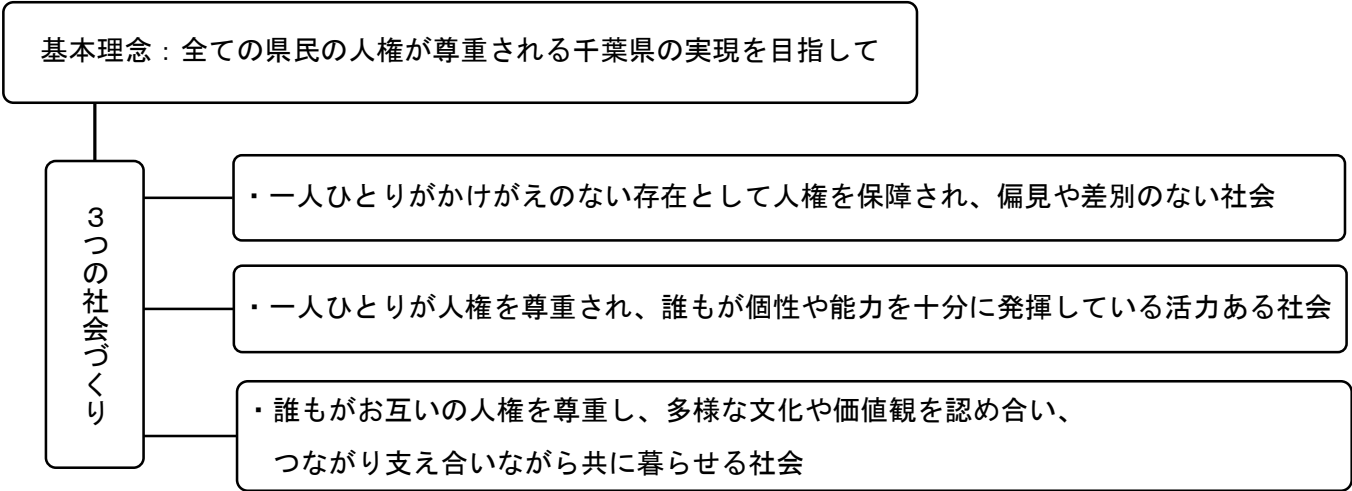
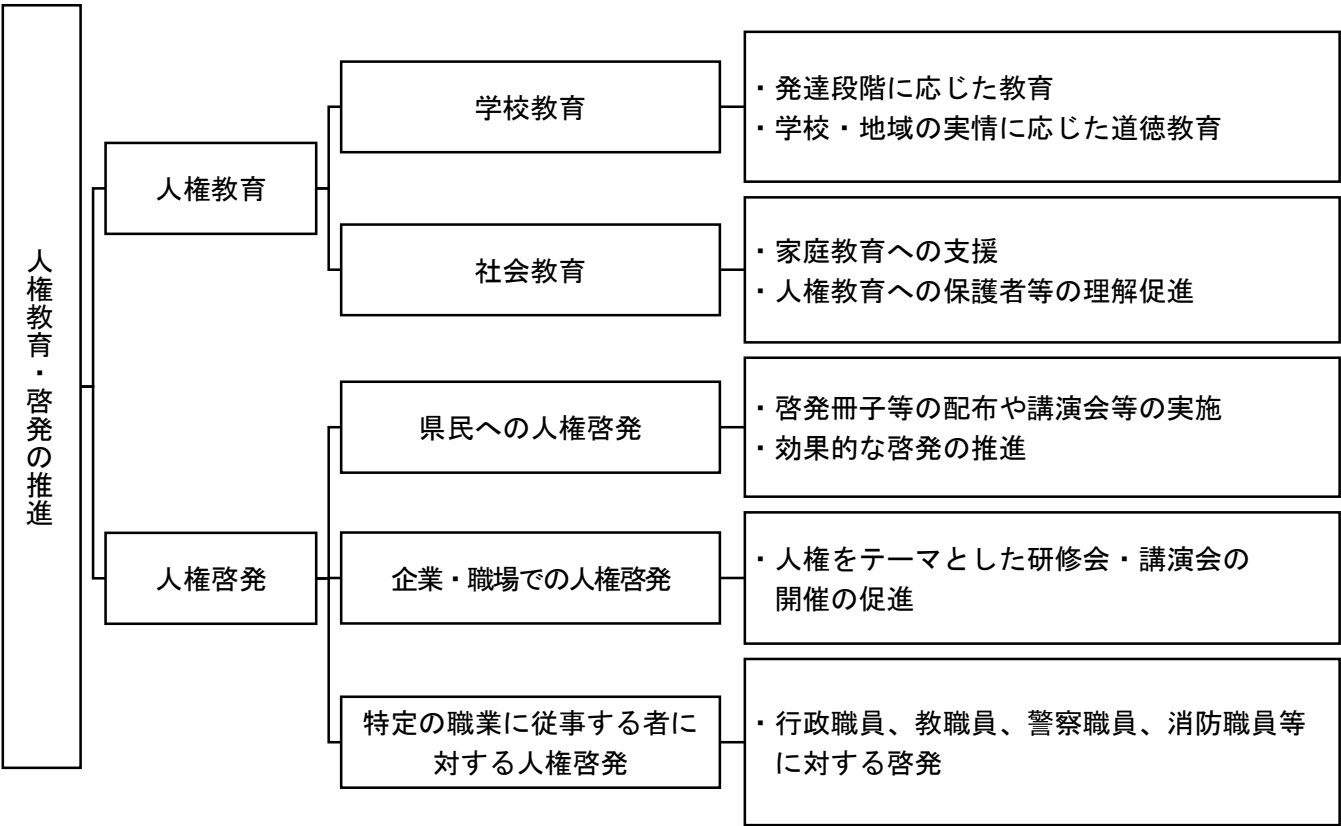


千葉県人権施策基本指針 施策体系

基本理念・3つの社会づくり



人権教育・啓発の推進



分野別施策の推進

【分野別施策の方向性】

女性	社会のあらゆる分野で男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現を目指します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実 (4) 男女共同参画の促進 (5) ワーク・ライフ・バランスの取組の推進 (6) 困難な問題を抱える女性への支援
こども	次代の社会を担う全てのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実 (4) 青少年の健全育成・こどもの育成支援 (5) いじめ防止のための取組の推進 (6) 虐待防止のための取組の推進 (7) 社会的養護を必要とするこどもへの支援 (8) 犯罪被害防止のための取組の推進 (9) 貧困対策の推進
高齢者	地域における日常的なつながりや支え合いにより、高齢者が住み慣れたところで、孤立することなく、生きがいを持ち、安心して暮らされ続ける社会の実現を目指します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実 (4) 介護サービスの質の確保・向上 (5) 虐待防止のための取組の推進 (6) 犯罪被害防止のための取組の推進 (7) 権利擁護の推進 (8) 生活支援の促進 (9) 互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの促進 (10) 社会参加・生きがいづくりを支援する環境整備の促進
障害のある人	障害のある人もない人も、誰もが、互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らし、個性と能力を発揮して活躍できる社会の実現を目指します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実 (4) 虐待防止のための取組の推進 (5) 権利擁護の推進 (6) 障害のあるこども一人ひとりに合わせた教育の充実 (7) 就労支援の推進 (8) バリアフリーの推進 (9) 一人ひとりに着目した支援の充実
被差別部落出身者	同和問題に対する正しい理解と認識を深めることにより、依然として存在している被差別部落出身者への偏見や差別の解消を図ります。また、同和問題の解決を困難にしているえせ同和行為については、関係機関と連携し、その排除に努めます。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実 (4) インターネット上の人権侵害の防止 (5) 学習支援の推進 (6) えせ同和行為の排除
外国人	外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対し理解を深め、これを尊重し、偏見や差別のない多文化共生社会の実現を目指します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実 (4) 情報提供の充実 (5) 社会参加の促進
性的マイノリティ	全ての人々が様々な違いを理解し、尊重し合うことで、偏見や差別がなく、誰もが安心して暮らしながらその人らしく活躍できる社会の実現を目指します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実
感染症	感染症に対する正しい知識を持つことにより、患者等への偏見や差別をなくすよう、知識の普及及び啓発に努めるとともに、相談など必要な支援が受けられるようにします。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の推進 (3) 相談体制の充実

分野別施策の推進

【分野別施策の方向性】

犯罪被害者とその家族	犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等の生活再建に対する支援を進めることにより、社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実 (4) 支援の実施
インターネットを通じた人権侵害	インターネットを通じた人権侵害を防ぐため、インターネットを利用する際のルールやマナー、インターネットの便利さに潜む危険性について啓発・教育を進めていきます。 また、人権を侵害するおそれのある書き込み等については、関係機関と協力して適切に対応します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 安全な利用環境の整備 (4) インターネット上の書き込みへの対応
ハラスメント	職場における全ての人が、ハラスメントの及ぼす影響や防止の必要性などを正しく理解し、互いを尊重し合いながら、個性と能力を発揮して生き生きと働くことができる社会の実現を目指します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実
災害時の配慮	要配慮者や男女共同参画の視点に立った対策を推進し、災害時にも全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。	(1) 広報・啓発の推進 (2) 教育・学習の充実 (3) 相談体制の充実 (4) 要配慮者や男女共同参画の視点に立った対策の推進
その他の様々な人権課題	・ 刑を終えて出所した人 ・ ホームレス ・ 生活困窮者 ・ 中国残留邦人等 ・ 北朝鮮当局による拉致問題 ・ その他（アイヌの人々、被拘禁者、患者と医療機関など）	

施策の総合的・効果的な推進

県の推進体制	知事を本部長とする「千葉県人権施策推進本部」を設置し、人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進
国、市町村、民間団体等との連携	・ それぞれの役割を踏まえつつ、連携した取組を推進 ・ 市町村や企業、民間団体等の取組に対する支援を実施
基本指針・施策の点検、見直し	基本指針・人権施策について、適宜、点検・見直しを実施